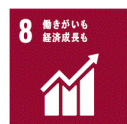




岐阜信用金庫



令和 4 年 10 月 20 日

経済産業省および環境省「利子補給事業」の指定金融機関の採択及び 経済産業省「カーボンニュートラル・アクションプラン」登録について

岐阜信用金庫（理事長 好岡 政宏）は、経済産業省の「令和 4 年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金事業※1」及び環境省の「令和 4 年度地域脱炭素融資促進利子補給事業※2」の指定金融機関に採択されましたのでお知らせいたします。

当金庫は「脱炭素化へ向けた取組み方針」を策定しており、気候変動を含む環境問題など地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた取組みを推進しています。本利子補給事業は、本年 10 月 3 日より当金庫で取扱開始した「ぎふしん E S G ローン」にて、地域の脱炭素化に資する融資に対して、積極的に活用してまいります。

また、経済産業省が 2050 年カーボンニュートラルを実現するために中小企業の脱炭素化を支援する金融機関等の支援機関の取組みを「カーボンニュートラル・アクションプラン」として登録する制度を開始しております。当金庫でも地域金融機関の役割として「2050 年カーボンニュートラルの実現」に向けて、中小企業支援機関として登録いたしました。

当金庫は、今後も持続可能な地域社会の実現に貢献するため、お客様の S D G s の取組みや脱炭素化に関するサポートに取り組んでまいります。

※1「省エネルギー設備投資に係る利子補給金事業」とは、脱炭素化に資するエネルギー消費効率の高い設備の新設・増設に向けた設備投資資金の融資に対して利子補給が行われるものです。最大 1%、最長 10 年間の利子補給を行う点が特長となっています。

※2「地域脱炭素融資促進利子補給事業」とは、C O 2 の排出削減に資する設備投資を促進することを目的として環境省が実施する利子補給事業です。本制度は、環境省の利子補給事業に則り、省エネや再生可能エネルギー事業のための設備投資を行う事業者を対象に、最大 1%、最長 3 年間の利子補給を行い、設備の更新にも対応している点が特長となっています。

「カーボンニュートラル・アクションプラン」経済産業省 H P

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html

以上

省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組の 融資利息の一部を補給します！

対象 要件

いずれかを
満たすこと

指定金融機関(※裏面参照)が行う以下事業への融資が対象

- ・エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業
- ・省エネルギー設備を新設・増設し、エネルギー消費原単位が1%以上改善される事業
- ・データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業

利子補給率

最大 **1%** ※

利子補給期間

最大 **10年間**

利子補給金支払

年2回

※ 貸付利率1.1%以上 → **1.0%**

貸付利率1.1%未満 → **貸付利率から▲0.1%**

融資計画書の 受付期間

第4回 2022年10月6日(木)～11月11日(金)

利子補給金の申請の流れ

融資契約締結前

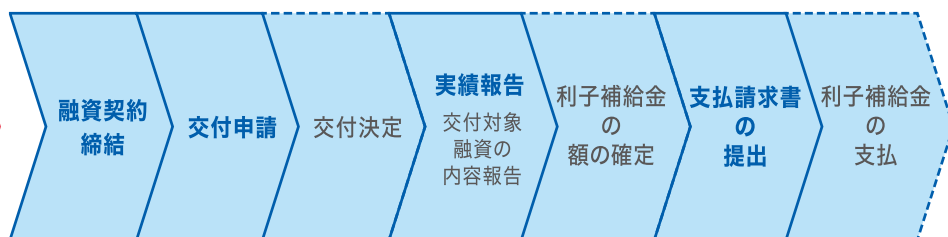
事業者と指定金融機関の共同提出



事業者の手続きは
ここまでです

融資契約締結以降 (実線部分は申請者側の作業内容です)

指定金融機関による申請



※ 融資計画書の提出及び交付申請にあたっては必ず交付規程と公募要領をご確認ください。

※ 融資計画の内容が本事業の要件を満たしている案件に対し、予算の範囲内で交付方針の決定を通知します。

指定金融機関のお問い合わせ窓口は、 SIIのホームページ(以下URL)をご参照ください。

<https://sii.or.jp/rishihokyu04/financial-list.html>



指定金融機関一覧 (123金融機関)

2022年10月13日時点 (五十音順)

愛知銀行	熊本銀行	但馬銀行	備北信用金庫
青森銀行	桑名三重信用金庫	但馬信用金庫	姫路信用金庫
秋田銀行	群馬銀行	玉島信用金庫	百五銀行
足利銀行	ぐんまみらい信用組合	筑邦銀行	百十四銀行
アルプス中央信用金庫	京葉銀行	千葉銀行	広島銀行
飯田信用金庫	興能信用金庫	千葉信用金庫	福井銀行
池田泉州銀行	甲府信用金庫	中国銀行	福井信用金庫
いちい信用金庫	佐賀銀行	銚子商工信用組合	福岡銀行
伊予銀行	さがみ信用金庫	銚子信用金庫	富士信用金庫
岩手銀行	三十三銀行	筑波銀行	碧海信用金庫
上田信用金庫	三条信用金庫	都留信用組合	北都銀行
越前信用金庫	滋賀中央信用金庫	東濃信用金庫	北陸銀行
愛媛銀行	四国銀行	東邦銀行	北海道信用金庫
遠州信用金庫	静岡銀行	東北銀行	北國銀行
大分県信用組合	しずおか焼津信用金庫	東和銀行	松本信用金庫
大垣共立銀行	七十七銀行	栃木銀行	みずほ銀行
大阪信用金庫	しのめ信用金庫	富山第一銀行	三井住友銀行
おかやま信用金庫	清水銀行	長岡信用金庫	三井住友信託銀行
沖縄振興開発金融公庫	十八親和銀行	長野銀行	三菱UFJ銀行
鹿児島銀行	十六銀行	長野県信用組合	みなと銀行
川崎信用金庫	上越信用金庫	長野信用金庫	宮古信用金庫
川之江信用金庫	商工組合中央金庫	南都銀行	もみじ銀行
観音寺信用金庫	荘内銀行	新潟信用金庫	山形銀行
関西みらい銀行	常陽銀行	西尾信用金庫	山口銀行
北九州銀行	諏訪信用金庫	西日本シティ銀行	山梨県民信用組合
岐阜信用金庫	関信用金庫	日本政策投資銀行	山梨信用金庫
君津信用組合	仙台銀行	日本生命保険	山梨中央銀行
紀陽銀行	大光銀行	八十二銀行	横浜銀行
京都中央信用金庫	第四北越銀行	八幡信用金庫	りそな銀行
きらやか銀行	高岡信用金庫	浜松磐田信用金庫	稚内信用金庫
桐生信用金庫	高崎信用金庫	肥後銀行	

※ 指定金融機関とは、沖縄振興開発金融公庫及び次に掲げる機関であってSIIが指定する機関です。

- (1) 銀行、(2) 信用金庫、(3) 労働金庫、(4) 信用協同組合、(5) 農業協同組合、(6) 漁業協同組合、(7) 農林中央金庫、
(8) 株式会社商工組合中央金庫、(9) 株式会社日本政策投資銀行、(10) 生命保険会社又は外国生命保険会社等

事業について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。(通話料がかかります)

利子補給金に関する
お問合せ

03-5565-4460

受付
時間

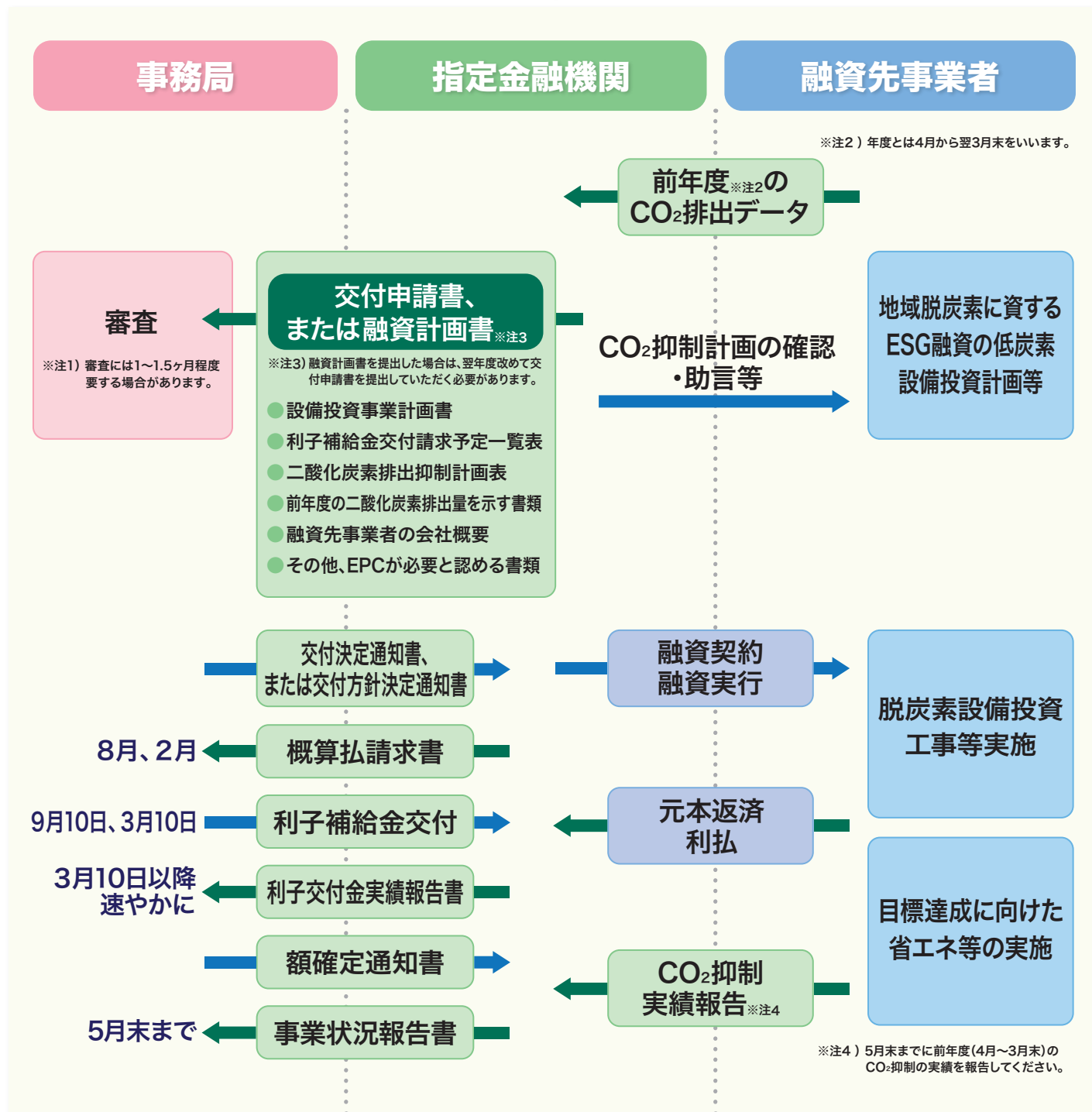
10:00~12:00, 13:00~17:00
(土日祝日を除く)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ▶▶▶ <https://sii.or.jp/rishihokyu04/>



利子補給の対象は、地域脱炭素に資するESG融資に限ります。

交付申請フロー



ご不明な点は、お取引金融機関にお問い合わせ下さい。



一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC) https://epc.or.jp/fund_dept/datsutanso/r4_shiteikin_koubo

E-Mail : info.fund@epc.or.jp 電話 : 03-5468-6753 (電話受付時間 9:30～12:30、13:30～17:30 土日祝日を除く) ※通話料がかかります。
※電話で問い合わせた場合であっても、そのお問い合わせ内容をE-Mailにて送付してください。

地域脱炭素融資促進利子補給事業

環境省利子補給事業

再エネ・省エネ設備投資に向けた脱炭素融資の利息の最大1%を補給します。



※1 貸付利率1.3%以上→利子補給率=1.0%。貸付利率1.3%未満→利子補給率=貸付利率-0.3%。

なお、貸付利率が0.3%以下の場合は、利子補給の対象にはなりません。

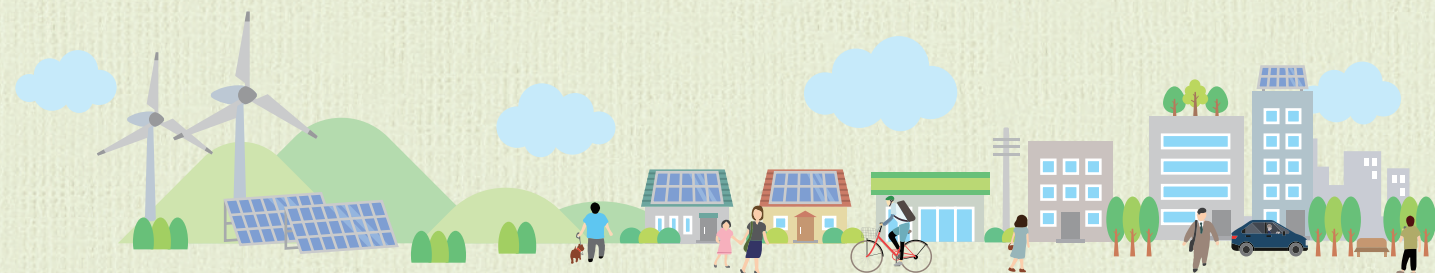
※2 融資の償還期限が先に到来する場合にあつては当該期限まで。

※3 年2回、9月と3月に利子補給金を支払います。

(注) 申請にあたっては公募要領と交付規程を必ずご確認ください。



一般社団法人環境パートナーシップ会議(EPC)



利子補給金の申請に必要な書類

- ▶ 交付申請書、または融資計画書
- ▶ 利子補給金交付請求予定一覧表
- ▶ 前年度の二酸化炭素排出量を示す書類
- ▶ その他、EPCが必要と認める書類（工事費見積書等）
- ▶ 設備投資事業計画書
- ▶ 二酸化炭素排出抑制計画表
- ▶ 融資先事業者の会社概要

その他、利子補給期間中は毎年度終了後に事業状況報告書を提出する必要があります。



交付決定後の注意事項

以下の変更を行う場合は、あらかじめEPCに融資条件等変更承認申請書を提出する必要があります。

- ▶ 融資条件が変更になった場合
- ▶ 資金使途が変更になった場合
- ▶ 事業計画（工事期間等）が変更になった場合
- ▶ その他、交付申請書や融資計画書の内容に変更が生じた場合、等



対象となる取組事例の紹介

☑ 事例1

利子補給金を活用した融資により、蛍光灯照明をLED照明へ交換工事を行うことにより、二酸化炭素排出抑制につながった。



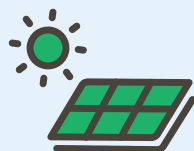
☑ 事例2

利子補給金を活用した融資により、工場の空調設備を省エネタイプの設備に入れ替えることにより、空調設備の消費電力を大きく削減し、電気代と二酸化炭素排出量抑制につながった。



☑ 事例3

利子補給金を活用した融資により、太陽光発電設備を設置したことにより、大幅な二酸化炭素排出抑制につながった。



Q&A

よくある質問と回答



Q

地域脱炭素に資するESG融資とはどのような融資のことを言いますか。

A

地域脱炭素に資するESG融資とは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の要素を考慮して行う地域循環共生圏の創出に資する省エネ・再エネ設備投資を行う融資であって、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体が作成する実行計画等、地球温暖化対策又は地域活性化等を目的とする条例等若しくは地方公共団体が地球温暖化対策又は地域循環共生圏の創出のために作成する計画等と整合する融資を言います。自治体で作成する地球温暖化対策計画書などのどの部分と整合するか、マーキングなどをして提出してください。

Q

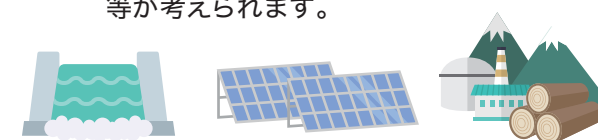
どのような融資が利子補給の対象となりますか。

A

交付規程第3条（1）の要件を満たす省エネ・再エネ設備融資が対象になります。具体例としては、

- ・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線及び蓄電池
- ・バイオマス発電設備
- ・水力発電設備
- ・省エネ性能の高い機器への更新（製造設備、LED照明、空調設備等）
- ・事務所の省エネ改修（断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等）

等が考えられます。



Q

交付申請書と融資計画書はどのような場合に提出するのですか。

A

2月10日までに融資実行日が設定された案件の場合は交付申請書を提出してください。2月11日以降翌年2月10日までに融資実行予定の案件の場合は、融資計画書を提出してください。融資計画書を提出することにより、次年度の交付申請に対して利子補給を予定しますが、次年度の予算が確保されることが前提であり、利子補給を確約するものではありません。

Q

省エネ建物は対象になりますか。

A

省エネ建物の場合、省エネ性能を有する建物内の設備が対象となり得ます。具体的には、断熱材、サッシ及び断熱ガラス材、空調・給湯設備及びその配管、受変電設備、省エネ機器と一体不可分の制御盤・分電番・配管配線、BEMS機器等が対象となります。

